

商品概要説明書

譲渡性貯金（NCD）

（平成23年4月1日現在適用中）

1. 商品名	・ 譲渡性貯金（NCD）
2. 販売対象	・ 法人（または個人）
3. 期 間	・ 期日指定方式 ・ 受入期間は預入日の2週間後（預入日の曜日の2週間後に相当する曜日）から預入日の2年後の応当日までとします。
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・ 一括預入 ・ 5,000万円以上 ・ 1,000万円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の 入手方法	・ 預入時の利率を満期日まで適用します。 ・ 中間利払利率は預入時の利率を適用します。 ・ 預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間2年ものは、中間利払日（預入日の1年後の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 ・ 付利単位を1,000万円とした1年を365日とする日割計算。 ・ 中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払率によって計算します。 ・ 満期日以降は、利息を付けません。 ・ 個人の場合は20%（国税15%、地方税5%）の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 ・ 金利は店頭のコピーボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	—
9. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前には解約できません。
10. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）	・ 保護対象外

<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または管理部（電話：042-755-8723）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、神奈川県農業協同組合中央会が設置・運営する神奈川県JAバンク相談所（電話：045-680-3079）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合管理部または神奈川県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>横浜弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この貯金は、利息とともにのみ譲渡することができます。この場合、あらかじめ当組合に通知し、確認を受けなければなりません。権利の質入の場合もこれに準じます。 ・当組合による買取は行いません。 ・期日前に売却された場合、市場金利の情勢によっては譲渡代金の金額が当初譲渡貯金額を下回る可能性があります。